

風邪様症状で自宅安静にしている患者の職場復帰について

富士市医師会 感染症対策委員会 2020年4月21日

4月16日に国の緊急事態宣言が全国に拡大されました。富士市でもリンクの追えないCOVID-19が出てきました。国内蔓延期のフェーズになったことを受けて、4月20日に日本渡航学会と日本産業衛生学会から発信されました。

「新型コロナウイルス情報 企業と個人に求められる対策

作成：日本渡航学会・日本産業衛生学会：作成日2020年4月20日」

<https://plaza.umin.ac.jp/jstah/pdf/coronavirus10.pdf>

この中で職場復帰の目安について以下の記載があります。

- 発熱や風邪症状を認める者の職場復帰
 - 新型コロナウイルス感染症との診断に至らなかった場合(PCR 陰性、医療機関を受診しなかった場合を含む)で自然経過により解熱・症状が軽減した場合はヨーロッパ CDC の隔離解除基準を参考に職場復帰の目安をまとめた(表 2)

表 2 解熱後の職場復帰の目安

次の 1)および 2)の両方の条件を満たすこと

1) 発症後に少なくとも 8 日が経過している

2) 薬剤*を服用していない状態で、

解熱後および症状**消失後に少なくとも 3 日が経過している

*解熱剤を含む症状を緩和させる薬剤

**咳・咽頭痛・息切れ・全身倦怠感・下痢など

ヨーロッパ CDC の隔離解除基準のうち Mild suspected or confirmed COVID-10 cases を参照した

4月8日に提案した復帰基準から、この新しい基準に変更して対応することをお勧め致します。